令和	2年	第3回		ふ	じみ野	野市農	業	委	員会	総会	会議事	事金	 录	
招集	日時	令和2年3月25日		開会場	ふじみ野市役所2階A202会議室									
開会の	日時	開会 令和2年3		月25	5日 午後1時30分			<b>計</b>	議長					
及び宣	告者	閉会	217	令和	102年3	月25	日	午後	後2時	9 £	<b>}</b>	<b>美</b>	長	
議	長	新	井	良	司									
No.		氏		名		出欠	N	0.		氏	2	名		出欠
1	粕	谷	雄	_		出	1	0	有	Щ	茂	幸		出
2	久任	呆田	Ŷ	青		出	1	1	片	불	身	<b>A</b>		出
3	駒	井	_	正		出	1	2	高	野	喜	好		出
4	早	Ш	英	希		出	1	3	浅	海	伊伯	上男		出
5	嶋	田	利	行		出	1	4	新	井	良	司		出
6	鈴	木	智	之		出	1	5	柳	JII	嗣	於	(最)	出
7	富	田	博	明		出	1	6	塩	野	和	義	(最)	出
8	星	野	秀	雄		出	1	7	宮	寺	康	夫	(最)	出
9	原	田	宏	美		出								
			•											
出。	席者	<b>数</b>	農	業	委員		Ĵ	定 劵	文 1 4	4名	出席	者	1 4	名
			農地	也利力	用最適個	<b>上推進委</b>	員	定 劵	汝 :	3名	出席	者	3	名
	議	事参	与	(説明	月者)					書	<u> </u>	記		
	本	、 橋	直	人										
	枢	出	薫	樹										
	飯	塚	勝	貴										

その他重要と認める事項		
	上記会議の結果を記載し、その相違 署名します。	なきを証するためここに
	令和2年	三3月25日
	議長	印
	署名委員	印
	署名委員	印

	ふじみ野市農業委員会会長は、令和2年3月25日、午後
	1時30分、ふじみ野市役所2階A202会議室に農業委員
	会を招集した。
養 長	議長は午後1時30分、委員の過半数が出席したので、開
	会を宣言した。
養 長	議事録署名委員に8番・9番委員を指名する。
養 長	日程第3、報告第6号、農地法第3条の3第1項の規定によ
	る権利取得の届出に関する件3件を報告します。
	事務局に報告書の朗読を求めます。
事務 局	報告書朗読。
養 長	質疑を求めます。
全委 員	なし。
養 長	報告案件ですので、報告第6号について終了します。
養 長	日程第4、報告第7号、農地法第4条第1項第8号の規定に
	よる農地転用届出に関する件1件を報告します。
	事務局に報告書の朗読を求めます。
事務 局	報告書朗読。
養 長	質疑を求めます。
番委員	地図上では既に建物が建っているが。
事務 局	地目が畑のままのため、地目変更するための届出です。
養 長	他に質疑はありますか。
と 委 員	なし。
養 長	報告案件ですので、報告第7号について終了します。
轰 長	日程第5、報告第8号、農地法第5条第1項第7号の規定に
	よる農地転用届出に関する件3件を報告します。
	事務局に報告書の朗読を求めます。
事務 局	報告書朗読。
	慢慢 新暖之暖暖 新暖新暖空暖 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一

議 長 質疑を求めます。 2番の案件について一時転用の期間は。 8番委員

事務局 令和2年3月1日から令和2年10月31日です。

長 他に質疑はありますか。 議

全委員 なし。

報告案件ですので、報告第8号について終了します。 議 長

日程第6、議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請 議 長 に関する件、1件を議題とします。

> 案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。 議案書朗読、説明。

2月からの継続審議の案件です。

受人に今後の意思確認として営農計画について提出しても らいました。

受人は現在の所有地については国道254バイパス沿道地 区開発計画に掛かってしまうため、先祖から続く農地を維持す るために代替え地を購入するために今回の申請を行いました。

申請地では引き続き稲を作付する予定ですが稲作の経験が 無いため、現在、申請地の農作業を受託している方から農業用 機械を借りて、手伝ってもらいながら稲作についての技術を学 んでいきたいと考えています。

受人は現在は仕事をしていますが、2~3年後には退職して 農業経営中心の生活を行っていきたいと考えており、借受地で はサトイモ、キュウリ、ナス等を中心に栽培して、申請地では 稲作の技術を身に付けてながら水稲を作付けして、出荷先を見 つけていきたいと考えています。

また、3条の目的については農業経営規模の拡大ではなく、 農業経営の継続及び効率化とします。

この案件について質疑はありますか。

日程第6

事務局

長 議

全委員

なし。

議長

地元の委員さん何かありますか。

15 番委員

受人が今後、この農業経営計画に書かれている通りに農業を 行えば何も問題は無いと思いますが、現在の受人は本格的に農 業には従事していなく地元の農業関連の集まりにも参加して いないので、今後の受人の農業に対する姿勢については注視し ていきたいと思います。

私の方からも受人に対して地元の農協主催の稲作の説明会 等や野菜直売に関する集まりについても積極的に参加するよ うに促していきたいと思います。

議長

この案件について承認してもよろしいですか。

全委員

異議なし。

議長

異議なし賛成により、議案第6号につきましては原案のと おりに決定します。

議案第6号について終了します。

日程第7

議長

日程第7、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件、1件を議題とします。

案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。 議案書朗読、説明。

事 務 局

受人は川越市在住で妻と子供と一緒に賃貸物件にて暮らしていますが、子の成長に伴い家が手狭になってきているため戸建て住宅の建築を考えており、川越市及びふじみ野市内の市街化区域内で適地を探しましたが適地が見付からず、申請地を検討した結果、受人の通勤時間がほとんど変わらず、小学校も近くにあり子育て環境も良い場所のため最適地と思っています。

農地の区分は、おおむね 10 ヘクタール未満の規模の一団の 農地の区域内にある農地であり、第2種農地と判断します。

議長

この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお

願いします。 3月12日に9番委員、事務局2人の4人で現地調査を行い 8番委員 ました。 現地は3年前から開発されている区域であり、申請地につい ては特に問題は無いと思います。 地元委員さんは何かありますか。 議 長 現地調査の報告のとおり、特に問題は無いと思います。 2番委員 議 長 質疑はありますか。 7番委員 申請地左側にある集落内の道路はどのような位置付けであ るのか。 事務局 私道であると思われます。 今後の空いた土地に申請が出てくる際に接道はどのように 7番委員 取るのか確認をしたかった。 他に質疑はありますか。 議 長 全委員 なし。 議 長 質疑がないようでしたら、案件について承認してもよろしい ですか。 異議なし。 全 委 員 議 異議なし賛成により、議案第7号の案件につきましては原案 長 のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。 日程第8 日程第8、議案第8号 相続税の納税猶予に関する適格者証 議 長 明について、1件を議題とします。 案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。 事務局 議案書朗読、説明。 被相続者は平成15~17年に大井町農業委員を務めてい ました。 議 長 この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお 願いします。

9番委員

3月12日に8番委員、事務局2人の4人で現地調査を行いました。

一部草が生えている筆もありましたが、耕作をするには何ら 問題は無いと思います。

議長

地元委員さんは何かありますか。

16 番委員

一部の筆では作付されており、他の筆は農地として管理されておるので特に問題は無いと思います。

議長

質疑はありますか。

7番委員

この案件は相続税の納税猶予に関する適格者であるかを判断する案件なので、申請者の所有農地の管理のほか、相続人に対する議論が必要なのでは。

16 番委員

申請者は自宅前の畑でキュウリ、ネギ、トマトを作付しており、自宅前では直売も行っている。

休みの日しか農作業は行えないが、少しではあるが販売出荷 も行っている方です。

事務局

7番委員の指摘の通り、相続税の納税猶予に関する適格者で あるかを判断する案件です。

今回の対象地については納税猶予の対象農地であるというだけで、実際にどの農地を納税猶予の対象にするかは本人の判断です。

議

他に質疑はありますか。

全委員

長

なし。

議長

質疑がないようでしたら、議案第8号の案件について承認してもよろしいですか。

全委員

異議なし。

議長

異議なし賛成により、議案第8号の案件につきましては原案 のとおりに決定します。

議長

本日の報告並びに議案全てについて、慎重審議していただき

ましてありがとうございました。これをもちまして、令和2年
第3回ふじみ野市農業委員会総会を閉会とさせていただきま
す。
(終了 午後2時7分)